

平成 23 年 5 月 23 日

各 位

会社名 株式会社日本一ソフトウェア  
代表者名 代表取締役会長 北角 浩一  
(JASDAQ・コード番号：3851)  
問い合わせ先  
役職・氏名 取締役管理部長 世古 哲久  
電 話 058-371-7275

---

## 定款の一部変更に関するお知らせ

---

株式会社日本一ソフトウェア（本社：岐阜県各務原市、代表取締役社長：新川宗平）は、平成23年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成23年6月23日開催予定の第18期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- ①当社における事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。
- ②社外取締役、社外監査役として優秀な人材を確保するためにその責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、本件に関して監査役の同意を得ております。
- ③その他、語句の修正を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1 ～ 4 (条文省略)	1 ～ 4 (現行どおり)
5 遊戯設備を備える施設の経営	5 遊戯設備を備える施設 <u>および飲食店の経営・管理</u>
6 ～ 7 (条文省略)	6 ～ 7 (現行どおり)
(新 設)	8 <u>清涼飲料水、食料品、酒類の製造および販売</u>
8 ～ 11 (条文省略)	9 ～ 12 (現行どおり)
第 3 条 ～ 第 26 条 (条文省略)	第 3 条 ～ 第 26 条 (現行どおり)
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第 27 条 当社は、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意で且つ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限定額の範囲内で、その責任を免除することができる。	第 27 条 (現行どおり)
(新 設)	2 <u>当社は、社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第 28 条 ～ 第 37 条 (条文省略)	第 28 条 ～ 第 37 条 (現行どおり)
(監査役の責任免除)	(監査役の責任免除)
第 38 条 当社は、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意で且つ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限定額の範囲内で、その責任を免除することができる。	第 38 条 (現行どおり)

<p>(新 設)</p> <p>第 39 条 ～ 第 41 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 42 条 当社は、会計監査人(会計監査人であったものを含む)の第 423 条第 1 項の責任につき、善意で且つ重大な過失がない場合は取締役会の決議によって、法令で定める限定額の範囲内で、その責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>第 43 条 ～ 第 46 条 (条文省略)</p>	<p><u>2 当社は、社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することが出来る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 39 条 ～ 第 41 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第 42 条 当社は、会計監査人(会計監査人であったものを含む)の<u>会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意で且つ重大な過失がない場合は取締役会の決議によって、法令で定める限定額の範囲内で、その責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第 43 条 ～ 第 46 条 (現行どおり)</p>
--	---

以上